

(参考) 令和8年度彦根市保育所等保育料徴収基準額表

(令和8年4月1日適用、単位:円/月)

階層 区分	国の階 層区分	定 義	保育標準時間認定		保育短時間認定	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	1	生活保護世帯	0		0	
B	2	市民税非課税世帯	0		0	
C1	3	市民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税世帯)	16,000		15,000	
C2		市民税所得割額48,600円未満	16,000		15,000	
D1	4	市民税所得割額64,800円未満	22,000		21,000	
D2		市民税所得割額80,900円未満	27,000		26,000	
D3		市民税所得割額97,000円未満	30,000		29,000	
D4	5	市民税所得割額169,000円未満	40,000		39,000	
D5	6	市民税所得割額246,500円未満	55,000		54,000	
D6		市民税所得割額301,000円未満	61,000		59,000	
D7	7	市民税所得割額397,000円未満	65,000		63,000	
D8	8	市民税所得割額397,000円以上	76,000		74,000	

備考1 保育料の算定は、「児童の父母」および「父母以外が扶養義務者の場合はその扶養義務者」の市民税の合計を上記の保育料徴収基準額表に当てはめて決定します。

備考2 保育料は保育標準時間認定と保育短時間認定で金額が異なります。

- ・保育標準時間認定：1日に最大11時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用
- ・保育短時間認定：1日最大8時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用（午前8時から午後4時30分までの間の8時間）

備考3 年齢は4月1日における年齢です。

備考4 4月分～8月分保育料は令和7年度分市民税で、9月分～翌年3月分保育料は令和8年度分市民税で算定します。

備考5 市民税所得割額には、配当控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除・外国税額控除等の税額控除の適用はありません。

備考6 ひとり親世帯等や在宅障害児（者）のいる世帯においては、保育料が軽減される場合があります。

（D2階層市民税所得割額77,101円以上～D8階層を除く。ひとり親世帯等とは児童扶養手当を受給している世帯に限ります。）

備考7 多子世帯においては、同一世帯で小学校就学前の範囲において保育所等を同時利用されている場合の保育料は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。また、生計を一にする世帯で、年齢制限や保育所等の同時利用に関わらず、C1～D1階層57,700円未満の世帯においては、第2子は半額、第3子以降は無料、D1階層57,700円以上～D3階層については、第3子以降は無料となります。

備考8 多子のカウントについては、A～D3階層は年齢制限に関わらず同じ世帯の子どもの対象としますが、D4～D8階層は0歳から小学校就学前までの保育所等を利用している子どもを対象としています